※路上故障や車両故障による事故の発生を防ぐための点検や整備を行う為の基準となる「定期点検基準」の例です。自動車の構造、運行する道路の状況及び走行距離等の使用実態に応じて各社独自の基準を加えて作成し下さい。（運輸規則第45条）

定　期　点　検　基　準（例）

事業者名

制　定　　　　年　　　月　　　日

実　施　　　　年　　　月　　　日

(目的)

第１条　道路運送車両法第４８条第1項に規定する定期点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために本基準を定める。

（定期点検整備）

第２条　整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画（「定期点検整備年間計画」）を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等して、これを確実に実施しなければならない。

２　定期点検整備とは、道路運送車両法第４８条（定期点検整備）に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。

（１）特種車や架装部分の点検整備

（２）シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

　　なお、上記雪道の対応にかかり、冬用タイヤの溝深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検は、日常点検と合わせて点検すること。

（点検整備の記録及び保管管理）

第３条　点検整備の実施結果は、点検整備記録簿に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

　２　点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、併せてその写しを営業所に　　　　おいて保存するものとする。

　３　点検整備記録簿及びその写しについては1年間、これを保存・管理するものとする。

（臨時整備）

第４条　整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすよう努めなければならない。

　２　やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、　　　走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

（特定整備）

第５条　整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、道路運送車両法施行規則第３条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

（附則）

　　本基準は　　　　年　　月　　日より実施する。